

2017年6月

2016年度

「事業報告」

(2016年4月1日～2017年3月31日)

(添 付)

☆「事業報告の附属明細書」



公益財団法人
全労連会館

「2016年度事業報告」

2016年度は、公益財団法人の5年度目となりますが、公益事業活動をさらに発展させると共に、会館建設から15年を経過する当財団の管理・運営、財政全般にわたってより安定した事業活動を追求し、着実な前進をとげることができました。

財団運営に当たっては定款の目的にある「勤労者の経済的・社会的地位の向上と福祉の増進、権利擁護、及び平和を守り、教育・文化の振興に関する活動を推進、支援し、関係する団体の活動の発展に寄与」するという公益財団としての公益目的・事業を着実に遂行するよう努力してきました。

その上で「2016年度事業計画書」に基づきその主要な柱を「公益目的事業」（会館施設提供事業）（会館施設・器材貸与事業）（教育学習・調査研究事業）に置くと同時に、建設から15年を経過した施設の保守・修理と設備の更新、とりわけ空調設備の更新完了、さらには規程の見直しを含め、公益財団法人の定款、就業規則・諸規程などに基づいた「会館の管理・運営」「体制整備」についても、課題を進めてきました。

I、公益目的事業・共収益事業 報告

当財団の定款では、「目的」（第3条）で「この法人は、勤労者の経済的・社会的地位の向上と福祉の増進、権利擁護、及び平和を守り、教育・文化の振興に関する活動を推進、支援し、関係する団体の活動の発展に寄与することを目的とする」とし、「事業」（第4条）では、「この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動の支援事業
- (2) 勤労者の社会的地位向上に寄与する教育、調査研究に関する活動の推進及び支援事業
- (3) 勤労者の思想・信条の自由、権利を守る活動の支援事業
- (4) 平和を守り、文化・芸術の振興を目的とする活動の支援事業
- (5) これらの事業を推進する関係団体に施設の提供・貸与するための「平和と労働センター・全労連会館」の管理及び運営に関する事業
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

この定款の「目的及び事業」に基づき「公益目的事業」を行っています。

1 公益目的事業

(1)「勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動の支援事業」

ア) 当財団の施設に入館し、利用している「全国労働組合総連合（全労連）」は、規約前文で「全国労働組合総連合は、日本の労働組合の全国的・全産業的な中央組織である。全国労働組合総連合は、日本の労働組合運動の積極的なたたかいの伝統を継承発展させ、働くものの利益・権利擁護、平和と民主主義、社会進歩のためにたたかう」としています。

平成28年度の実績としては、2016年7月の第28回定期大会で、安倍政権による2つの「暴走」（①アメリカと一緒に「戦争する国づくり」、②働く人々や地域を踏む台に、大企業の利益に全面奉仕する「グローバル競争国家づくり」）に対して、「三つの基調」（①「新4か年計画」に基づく、組織拡大・強化と「150万全労連」の実現、②アベノミクスに対して、「最賃アクションプラン」や「地域活性化運動」など地域からの共同による賃金底上げや中小企業支援による地場産業振興、地域循環型経済・社会の実現、③「戦争法廃止、立憲主義まもれ、安倍政権NO!」をスローガンに、改憲策動に反対し、憲法を守りいかに国民運動の発展）を軸に地域から、安倍政権NO!の共同の拡大、全労連の社会的影響力拡大にむけて取り組みを進めてきました。とくに、戦争法廃止に対する全国各地での共同前進や参院選での野党統一候補の実現・当選を「原発再稼働反対」の新潟県知事誕生、第192国会では雇用共同アクションなど共同行動を通じて残業代ゼロや裁量労働制拡大を狙う労働基準法改悪案の成立を許さないたたかいを進めてきました。

イ) 「全労連・全国一般労働組合」は、多様な業種の職場と雇用形態の組合員を組織し、労働者全体の権利と尊厳を大切に、解雇や差別を許さず、連帯の力で運動を進めています。とりわけ、大企業の社会的責任と政府の責任を問い、「最低賃金と中小企業振興の二大運動」を中心に、社会保障拡充、大企業の横暴規制、憲法を守り、核兵器廃絶の運動をナショナルセンターである全国労働組合総連合と共に進めています。

平成28年度実績としては、職場の労働者の要求実現と仲間ふやしを中心に、地域の労働者との関わりや他団体との連携を強めるため、中小企業団体や中小企業、中立労組、商店街、自治体などの訪問を全国的に行い、特に「最低賃金の大幅引き上げと中小企業振興」に関する署名の要請や宣伝などの行動に取り組む中、「戦争法廃止」「社会保障の拡充と労働法制改悪反対」「共謀罪法案成立阻止」など政治的課題の解決もめざし、全国で運動を展開しています。

ウ) 他にも館内組織には、「働くもののいのちと健康を守る全国センター（いのちと健康全国センター）」があり、「働くものの労働・仕事や社会的要因により起こる健康障害

と災害・疾病などを防止し、職場と地域の安全衛生の確保と完全な補償の実現のために、調査、情報収集、研究、政策提言などの活動を、関係団体（者）、専門家、地方・地域組織、海外の団体などと交流・連携、協力・共同して進め、働くもののいのちと健康・権利を守る事業を通じて、人間が尊重され、安心して働ける職場・社会の建設に寄与することを目的に」（規約）活動しています。

平成28年度実績としては、「軽井沢バス事故の背景にあるもの－規制緩和による労働実態を考える学習会」を開くとともに、「化学物質研究会」「メンタルヘルス研究会」「SE 労働と健康研究会」など各種研究会などで働くものの健康に関する提言づくりを進めています。また、「過労死等防止基本法」の基づく活動にも過労死を考える家族の会などと共に取り組んでいます。また、年4回の「季刊誌」、毎月の「全国センター通信」では活動の交流や職場の健康・安全に必要な情報提供を行っています。また、全国センターの会員や協力関係にある講師（大学の教授や研究者、専門家）の紹介や学習会を開き、受講料も低額にし、受講しやすいものとしています。

エ）1953年に「働く人びとの医療機関」として創立した「全日本民主医療機関連合会（全日本民医連）」は、現在47都道府県の病院・診療所・介護事業所など約1,800カ所の事業所が加盟し、そこに働く職員数は約9万人となっています。全日本民医連は、「いのちの平等」をめざし医療と福祉の活動を行う全国組織として、加盟している医療機関は無差別・平等で公益性を高めるために差額ベット料を徴収しておらず、「無料低額診療事業」も日本全国の病院・診療所の実施事業所数の6割以上を占める約400の病院・診療所等で行われています。また、「人権を尊重し、共同のいとなみとしての医療と介護・福祉をすすめ、人びとのいのちと健康を守る」ことや「地域・職域の人びとと共に、医療機関、福祉施設などと連携を強め、安心して住み続けられるまちづくり」に取り組み、地域の共同組織の構成員は、360万人を超えています。

平成28年度実績としては、被災直後から行っている東日本大震災の被災地への支援活動を継続し、福島支援では福島県をはじめ各地へ避難された被災者へ健康管理、生活相談等を行い、福島県双葉町と浪江町の検診を継続して取り組んでいます。また、2016年4月の熊本地震では、全国から医師を先頭にのべ4,349日の現地支援を行い、鳥取中部地震、北海道、岩手での連続する台風による被災地への支援等を行っています。貧困と格差拡大がいのちと健康を脅かすが問題であり、全国の病院等より「経済的事由による手遅れ死亡事例調査」を行い、無保険もしくは資格証明書、短期保険証の状態や保険証を保持しているが経済的事由により受診が遅れ死亡に至った事例の記者会見を行い報告しています。また「放置されてきた若年2型糖尿病」の研究結果が多くの学会で報告され、この内容が数多く報道されており、厚生労働省の「医療の質と評価・好評等推進事業」では、患者を中心とする医療の質の評価、加盟する中小病院の積極的な取り組みが評価されています。

国際的な取り組みでは、国連経済社会理事会（ECOSOC）の協議資格が付与され、日本国内の人権侵害や貧困と格差の拡大の実施調査を行い、その実態を発信する等の取り組みを進めています。引き続き、国際 HPH カンファレンス（アメリカ コネチカット州 エール大学開催）に参加し、16 演題を発表し国際交流を行っています。また、2015 年に結成された日本 HPH ネットワークでは、HPH コーディネーターワークショップ、HPH カンファレンスに積極的にに関わり、HPH ネットワークへの加盟事業所は 58 事業所となっています。

（HPH：Health promoting hospitals & Health Services. WHO が提唱している健康増進活動を地域で進めていく病院や診療所のことを指し、WHO のもとに国際ネットワークがあります）

オ）財団は、これらの団体が行っている「勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動」の発展に寄与するため、財団所有の会館施設を全労連には、4 階フロア全部と 3 階フロアの半分、全日本民医連には、7 階と 8 階のフロア全部、いのちと健康全国センターには 6 階フロアの一部、全労連・全国一般には 9 階フロアの一部を提供すると同時に、快適な施設環境にし、各団体の利用の利便性を高めるなどを通してその活動を支援しています。

(2)「勤労者の社会的地位向上に寄与する教育、調査研究に関する活動の推進及び支援事業」

ア）「労働者教育協会」は、「科学的社会主義の立場に立つて、哲学、経済学、労働運動をはじめ、人民運動についての基礎的理論、内外の政治・経済情勢の特徴などを教育・普及することを目的」（会則）に、「学習の友」など出版物の編集や「勤労者通信大学」の開催、各種学習会への講師派遣など学習・教育活動を行っています。

平成 28 年度実績としては、勤労者通信大学で 1000 名を超える受講生の学習に寄与し、『学習の友』を使った学習会活動の発展に取り組みました。『学習の友』では、「社会保障・最賃・税金」と題する夏の別冊と『共謀罪 VS 国民の自由』と題する単行本の編集に協力し、この種の書籍の普及に取り組みました。また、様々な学習会への講師派遣などを行い、特に「憲法・貧困・安保の総学習運動」に取り組み、集団的自衛権・憲法・安保条約にかかわる情勢やその機構の学習・教育活動などを行いました。さらに、教育理論の研究についても基礎的理論の研究会を 2 度行いました。

当会館は、労働者教育協会と東京の組織（東京学習会議）に 6 階フロアの一部を事務所として提供すると同時に、学習会や通信大学のスクーリングなどにもホールや会議室を優先的に貸し出しています。

イ)「産別会議記念労働図書資料室」には、産別会議の資料をはじめ、戦後の労働運動、プロレタリア文学の資料、市民運動、平和運動等の資料や図書等約1万点が保管されています。これらの書籍・資料等は、財団で派遣している2名の要員が収集、整理しており、労働運動総合研究所の研究者と共同して研究活動や大学などの図書館との連携も行っています。

平成28年度実績としては、蔵書と資料の整理、全蔵書のリスト化などが進められ、リスト化された部分のHP上へのアップ、労働組合の年史のリスト化などが行なわれました。また、全労連加盟組合や労働運動活動家等の協力により「労働組合の年史」や「労働運動の資料」「各団体の資料」等が集まり、整理されています。

ウ)当財団では、「会館ロビーでの学習図書・資料等の普及活動」を公益目的事業である「教育活動」の一環として行っています。当会館に入居し公益目的事業を行っている「維持会員」の団体が発行している学習図書・資料・パンフをはじめ、定款の目的と事業に資する図書や資料・パンフ等が多く、勤労者に普及するよう、会館ロビーの一部の場所を提供しています。

平成28年度実績としては、常時70数種類の図書・資料・パンフ等が展示・提供され、約200種類・1530冊が普及されています。

(3)「勤労者の思想・信条の自由、権利を守る活動の支援事業」

ア)当会館に入館している「日本国民救援会」は、戦争反対・民主主義を求めて弾圧された人々を、市民的な力で救援する団体として、1928年4月結成されました。戦後は、戦前からの経験を生かし、日本国憲法のもとで、権力の横暴を許さず、誤った裁判をただし、人権を守る活動に取り組んでいます。

平成28年度実績としては、倉敷民商弾圧事件や自衛隊国民監視差止裁判、袴田事件や名張毒ぶどう酒事件、大阪・東住吉冤罪事件など冤罪事件、労働事件など、全国で100を超える人権を守るための事件を支援しています。また、国民の基本的人権を侵害する共謀罪に反対する運動をしています。さらに、社会の進歩と革新、平和と民主主義を求めたたかった故人を顕彰・追悼する「解放運動無名戦士合葬追悼運動」なども行っており、今年第70回を迎え、全国から1,000名以上が参加しています。

イ)同じく館内団体に「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟（治安維持法国賠同盟）」があります。1925年に制定された治安維持法により、制定から廃止されるまでの20年間に、当初は、共産主義運動への適用とされましたが、次第に適用範囲が広げられ、知識人、市民、宗教者をはじめ全国民に取り締まり対象が拡大、数十万人が取り調べを受け、送検

者は 68,274 人、うち起訴者は 6,550 人、小林多喜二をはじめ虐殺された者 93 人、刑務所での虐待・暴行、発病などの獄死者は 400 人余のぼります。

平成 28 年度実績としては、治安維持法賠償同盟は、これら犠牲者への謝罪と賠償を求めて「治安維持法犠牲者への国家賠償法」（仮称）の制定を求めて国会請願活動、地方議会での意見書採択を求める請願、陳情などに取り組んでいます。

ウ) 当財団は、国民救援会中央とその東京の組織である都本部に 6 階フロアの約 3 分の 2 を提供すると共に、治安維持法賠償同盟には、9 階フロアの一部を提供し、ホールや会議室の利用にも便宜を図っています。

(4)「平和を守り、文化・芸術の振興を目的とする活動の支援事業」

ア) 館内団体である「原水爆禁止日本協議会（日本原水協）」は、1954 年から 55 年にかけて取り組まれた 3200 万の原水爆禁止署名による世界的な反核平和運動の高揚の中で、1955 年 9 月「核戦争阻止」「核兵器廃絶」「被爆者救援・連帯」の 3 つの基本目標をかかげ結成されました。それ以後、今日まで半世紀以上にわたり、この基本目標を堅持し、広島・長崎での「原水爆禁止世界大会」の開催、核兵器廃絶の世論を広げる活動を続けています。

平成 28 年度実績としては、世界数億をめざす「ヒバクシャ国際署名」（4 月からスタート）、原爆写真展の開催を軸に、被災 62 年 3・1 ビキニデー、チェルノブイリ 30 周年を探る旅（5 月）、全ての都道府県をつなぐ原水爆禁止国民平和大行進、原水爆禁止 2016 年世界大会、9・26 核兵器廃絶国際デー行動、IPB ベルリン世界会議&ヨーロッパ遊説行動（9 月～10 月、第二次）、国連軍縮週間の行動など、核兵器全面禁止・廃絶、非核平和の日本、被爆者援護・連帯の諸運動を推進しています。

被爆 71 年のこうした活動は、国連、政府、公的機関、NGO、世界の反核平和運動との共同・連帯をいっそうひろげ、日本国内でも広範な団体・個人との共同、自治体関係者との協力を前進させています。

当財団は、日本原水協と被爆者団体の東京組織である「東友会」に 6 階フロアの約 3 分の 2 の事務所を提供し、ホールや会議室の利用にも便宜を図っています。

イ) 1946 年 4 月に創立された「日本美術会」は、「広汎な人々の生活・意識と創造性に結びつき、現代日本の課題に応える美術の創造をめざし」、美術に関する諸問題についての研究・調査及び提案や各種の展覧会、研究会、講演会等の開催、後援を行い、美術研究所の設置ならびに運営などの事業を行っています。日本美術会が主催している「日本アン

デパndan展」は、1947年第1回が行われ、日本美術会の会員ばかりでなく、多くの人達が参加し、出品者は全国に及んでいます。またこの展示会に合わせてシンポジウム等も行われています。

平成28年度実績としては、日本美術会は創立70周年を昨年迎え、又付属研究所民美も開設50周年を迎え、2階ホールにて盛大な記念祝賀会を行いました。

発足から美術の民主的な発展と新しい価値の創造を目的とし、平和を願う姿勢は変えず、2017年3月の第70回記念アンデパndan展には、出品者数673名、鑑賞者数は16155名で前年度を上回りました。記念展のメインとして、60年代作品を収集した特別展示や資料展示、記念誌発行など、多彩な企画が催行され、大好評を得ました。「東日本大震災被災地」へのチャリティ展も減少ながらも継続し、支援しています。その他、日本美術会の担い手育成を目的とした（現況ではそれのみではない）民美が常時アトリエとして使用、創作に励んでいます。「美術運動」誌刊行や年に一度の写生会実施も毎回好評です。

当会館は、最上階に自然光が入る約60平方メートルのアトリエを含む約105平方メートルの事務所を日本美術会に提供し、会議室やホールなども研究会や展覧会に貸与しています。アトリエでは連日「美術研究所の活動」や「講座」「研究会」などが開かれています。

（5）「これらの事業を推進する関係団体に施設の提供・貸与するための『平和と労働センター・全労連会館』の管理及び運営に関する事業」

ア）財団の所有するホール・会議室は会館の入居団体をはじめ、「定款」の目的・事業趣旨に合致する多くの諸団体にも広く活用されており、28年度は前年度より利用団体数・利用者数共増加し、約200団体、10万人以上が利用しています。ただし「定款」の目的・事業趣旨に合致しない団体の利用（企業の営利目的、宗教団体の布教活動等）は、お断りしています。

イ）また、当財団は、館内入居団体の公益活動を行っている団体には、館外団体より先行して予約ができるようにすると同時に、利用料も館外団体よりも安く設定し、さらに、青年の活動を支援するため青年が主催する集会・会議等は通常料金の半額としています。また、利用者の便宜をはかるべく施設・機器の改善・修理、更新、視聴覚器材など付帯設備の拡充整備などをすすめ、それらの機器を無料提供して公益活動の支援を行っています。

2 共収益事業

ア) 当財団の施設に入館・利用している団体は、ほとんどが公益的活動を行っています。が、「株式会社・学習の友社」は、出版社として収益事業を行っており、また「民医連厚生事業協」は、民医連の職員に対する厚生事業を行っており、共益的事業となっています。それらの団体の賃貸料、会議室利用料等は共収益事業として「収1」としています。

出版業界の業績は1998年をピークに毎年下がり続け構造的な不況業種となっています。「学習の友社」も業界と同様な業績状況にあり苦しい経営を続けています。28年度も月刊誌「学習の友」の読者拡大を取組みましたが、計画したような成果を出せていません。この1年間で300部を超える減誌となっています。しかしながら読者拡大を取り組まなければもっと大きな減誌になったと思われます。書籍新刊は15点を刊行目標にしましたが8点に留まり、書籍全体の売上げは前年より700万円減らし大きな予算割れとなりました。こうした中で製造費削減、販売・一般管理費削減をすすめ、決算は110万円の黒字でした。29度は9月～11月の3ヶ月間で「学習の友」拡大月間を取組み、2000名の新読者をむかえる計画です。書籍新刊は企画、製造費、価格、普及ルートをよく研究し12点刊行をキープする計画です。

「全日本民医連厚生事業協同組合（民医連厚生事業協）」のこの1年間の事業は、指定職員向けに「共済だより」の発行、実務担当者には「共済活動交流集会」と「ブロック実務研修会」を実施しました。また、福利厚生事業では、「フットサル交流会」「ボウリング大会」「大縄跳び大会」「You Tube 動画企画」「クイズ企画」「囲碁将棋ツアー」などを行いました。

イ) また、館内入館団体の先行予約がない場合は、館外団体にも利用料（館内団体より若干高く設定）を徴収してホール・会議室の利用を認めています。館外団体の多くは、組合員や会員のための共益的活動を行っている所が多いため、その会議室利用等は共収益事業として「収1」にまとめています。さらに、大型印刷機を使用した印刷事業や、貸車庫・貸倉庫の事業も「収1」の事業としています。これらの共収益事業も公益法人に認定されて以来、ほとんど変わっていません。

Ⅱ、業 務 報 告

1 財団運営について

① 財団の意思決定機関である評議員会は、年度中2回（「第9回定時評議員会＝2016年6/20」「第10回評議員会＝2017年3/22」）開催し、「2015年度事業報告」「2017年度事業計画書」「2015年度決算報告書（計算書類）」「2017年度収支予算書」等の確認と「補充役員（監事）の選任」（任期：2017年6月定時評議員会終結の時まで）や諸規程の改定・制定等の確認を行っています。

② 財団運営の要である理事会は、定款通り四半期ごとに定期開催し、年度中4回（「第19回＝2016年6/2」「第20回＝9/7」「第21回＝2017年1/11」「第22回＝3/6」）行い、管理、運営、業務、財政の執行状況の掌握等を行うと同時に、役員（監事）辞任に伴う評議員会に推薦する「補充役員（監事）の推薦」や諸規程の改定・制定等を行なっています。

③ 「第19回理事会（6/2）」で推薦された「欠員役員（監事）の補充役員（監事）候補は、第9回定時評議員会（6/20）で選任されました。

また、「第21回理事会（1/11）」では「欠員役員に対する補欠役員の補充確認」が行われました。

④ 「常任理事会」は、今年度ほぼ2カ月に1度、計6回開催し、理事会等の会議の準備、日常運営の重要事項の起案・稟議・確認、執行等を行ってきました。

また理事構成団体会議を2回（4/20）（7/20）、長期計画検討委員会を5回開催しました。

⑤ ほぼ月2回の事務局会議を今年度24回行い、2ヶ月に1度の会館運営委員会を6回、滝野川資料センター運営打合せ会議を5回、ユタカサービスとの定期協議を6回行っています。さらに「会館通信」を今年度9号発行して、民主的運営と方針や連絡事項の徹底を図ってきました。

⑥ 2016年8月には「公益法人会館交流会」と「労働関係会館交流会」を開催して、「公益法人への内閣府の立入り検査の内容」や「防火・防災対策」などで他の公益法人・労働関係の会館との交流を行いました。

2 内閣府への届出・提出、登記、契約関係、借入金返済等

① 「第19回理事会」「第9回定時評議員会」で満場一致確認された「2015年度事業報告」「2015年度収支決算報告書（計算書類）」は、6月22日内閣府の公益認定等委員会

に「事業報告等の提出」を行い、審議完了となりました。

②「第22回理事会」「第10回評議員会」で満場一致確認された「2017年度事業計画書」「2017年度収支予算書」は、3月27日内閣府の公益認定等委員会に「事業計画書等の提出」を行い、審議完了となりました。

③「第9回定時評議員会」で選任された役員は、東京法務局への登記を完了し、7月20日内閣府の公益認定等委員会に「変更の届出」を提出し、審査完了となっています。

④「株式会社エネット」と4月からの電力供給契約を結びました。また「株式会社ジョウナン」との「空気清浄機メンテナンス委託契約」、ダスキンの契約、エプソンとの契約を4月1日前年と同内容で結びました。「会館利用（管理者）用」と「エレベーター使用」の「賠償責任保険契約」を例年通り保健医療研究所を通じ「三井住友海上」と契約しました。

⑤「空調設備更新工事」に伴い、7月27日に東京冷氣工業KKと「工事請負契約」を結び、この工事の関連で、K&E・エステートと「駐車場契約」を結びました。さらに、この関連で東京ガスKKと「小型空調専用契約」等を結びました。

3 会館管理関係

①「全館空調設備更新工事」や「自家発電装置の設置」等の検討のため「長期計画検討委員会」をこの間5回（第12回＝4/20）（第13回＝7/20）（第14回＝9/1）（第15回＝11/28）（第16回＝1/18）開催しました。これらの会議では、全館空調設備更新工事の「見積り会社の選定」や「見積額・施工業者の決定」「工事の工程や具体的内容」等を検討し、さらには経産省の補助金公募に対する対応などについても検討してきました。また「自家発電装置設置」についても、「（公財）総評会館の見学」や「専門家検討会」なども行い長期計画検討委員会として「自家発電装置を設置することと配電計画の内容」さらには「資金計画」についても方向性を出し、理事会・評議員会に報告し、「2017年度事業計画」に盛り込まれました。なお「経産省の補助金」は、2月28日に813万円余が入金されました。

② この間、理事会や会館運営委員会等で「安全・安心の全労連会館」について検討や訓練、対応等を取ってきました。

10月5日「全館防火・防災訓練」を行い、約80名の会館勤務員等が参加しました。2階ホールで100名規模の会議、3階全労連会議室、8階民医連会議室でも会議が行われているとの想定で訓練が実施され、消火器ばかりでなく消火ホースの取り扱いも訓練し、救急対応、AEDの操作訓練を含め充実したものとなりました。本郷消防署の担当者から

は「これまで見た中で一番良かった」との高い評価を受けました。

また、2016年12月会館3階会議室で開かれた集会に対し、反共極左団体のメンバーによる妨害ビラまきが行われましたが、会館として主催団体などと協力して集会成功のために奮闘しました。

③ 1月11日に恒例の「2017年全館新春昼食懇親会」を開催、館内勤務員、業者などの協力会のメンバー約160名が参加しました。今年は、座席を島形式とし、各団体の今年の抱負、新人紹介等が行われました。

④「維持会員に関する規程」と「維持会費契約書」の見直しについては、顧問弁護士と相談し、理事構成団体会議等で検討してきましたが、2017年3月の理事会・評議員会で確認しました。

「会計処理規程」の改定と「印章管理規程」の制定については、顧問弁護士や監事、会計事務所「協働」等と相談し、常任理事会で検討して、3月の理事会・評議員会で確認しました。

⑤「元会館職員Nさんの休職期間中の社会保険の本人負担分の法人立替え金(1,231,403円)」については、東京簡易裁判所で「N氏に法人立替え金の支払を命ずる判決」が出され、確定(2014年12月)しましたが、全く返済されず、その後も何度か催告書を出しましたが、Nさんからは全く支払われずに経過してきました。

その後、2016年3月にNさんの代理人の弁護士から「受任通知」が届き、「破産手続き」のための「債権調査表」の提出の要請があり、「当財団の債権(法人立替え金等)」について回答しましたが、5月26日「破産手続き終了の通知書」が届き、Nさんの「借金が免責」となりました。

法人としてこの間、この問題の処理について顧問弁護士や監事、経理事務所などとも相談して、常任理事会等で検討してきましたが、「Nさんの休職期間中の社会保険の本人負担分の法人立替え金は、2016年度末(3月末)までに雑損失として損金処理します」との方針を「第21回理事会」で確認しましたので、2016年度末で費用処理しました。

4 施設提供・貸与、教育事業等関係

① この1年間の会館のホール・会議室等の利用状況は、ホールは約4割、304・305号室は平均すると40%前後、全体では30数%と前年度よりも増加しています。この間の特徴は、外部組織の新しい団体の利用が増え、空調設備更新工事でホール・会議室の貸し出しをストップした期間もありましたが、会議室収入は予算をオーバーして

います。この間の各団体の活動の増加やホームページの改善、全労連会館のホール・会議室の利用のしやすさが次第に広がっている反映と思われます。

② 看板作成等の印刷事業は、各団体の活動の反映や外部団体の注文が増え、予算を大幅に上回っています。

③ ロビー等での書籍提供の教育事業収入は、本の種類・出版社、交換頻度を多くし、ロビーの監視カメラの設置により不明金が少くなり、予算を上回っています。

④ 「労働図書資料室の資料収集、調査・研究活動」は、滝野川資料センター運営打合せ会議をこの間5回行い、蔵書と資料の整理、全蔵書のリスト化などが進められました。またリスト化された部分のHP上へのアップと検索機能などHPの改善と労働組合の年史の収集とリスト化などが行なわれました。

5 会館設備保全関係

「年間管理計画」（別紙）に基づき、設備の整備・点検、清掃、防災設備点検等を定期的に行うと共に、ユタカサービスとの定期協議を6回行い、その充実と問題点の改善、設備の修理・点検、経費の節約等を行ってきました。さらに、会館建設から15年を経過し、設備・機器の更新、改善等も行ってきました。

① 4月1日より電力会社を「東京電力」から「KKエネット」に替え、電力料金が例年より下がりましたので、11月の請求分より館内各団体への電気料金の請求額の電気代単価を1円下げました。

② 例年行っている5月の連休中の「消防設備点検(5/3)」と「全館停電漏電検査(5/5)」を実施しました。「全館停電漏電検査」は、特に問題はありませんでしたが、「非常照明用のバッテリー」の劣化が進んでおり、交換を行いました。

③ 「一昨年行った大規模（外壁）修繕工事の2年目点検」を行い、外壁の汚れ、若干のタイルのひび割れ等の修理を行いました。

④ コピー機やOA機器等の導入時などにOAフロアがへこんだ部分を修理するため、点検・確認とOAフロアの購入・交換・修理を行いました。今後は、必ず床を養生してから、OA機器等の導入を行う様お願い致します。

⑤ この間、水道メーターの交換、正面玄関自動ドア駆動部の交換・修理、非常灯と誘導灯のバッテリー交換等を行うと同時に、ポンプ室底の増設工事、EVの停電灯とインターフォンのバッテリー交換、管理室の電話交換機と内線電話の交換等を行い、さらに1・4・7・9階のトイレのウォシュレットの修理・交換、水漏れ修理、フラッシュバ

ルブの交換・修理、高置水槽・受水槽のバルブ修理、消火器交換、6階給湯器の交換、2階ブラインドの修理、回転式倉庫の害虫駆除等を行っています。

⑥ 空調設備更新工事に備え、扇風機2台と暖房機2台を購入しました。

「電動自転車の更新」「地下倉庫の棚の購入」「2階ホールのコート掛け購入」を行いました。電子ピアノの無償使用の申し出があり、2階ホールに据え置きました。

(以 上)

事業報告の附属明細書

「重要な事項は、事業報告に記載しました」

(以 上)

